

# 北海道環境マネジメントシステムスタンダード —HES:産業廃棄物処理業者用システム規格書—

《 3 版 》



エイチ・イー・エス推進機構 発行



## 目 次

序文.....	2
1. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の構築と運用の概要.....	3
2. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格が適用する範囲.....	4
3. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格要求事項.....	5
3.1 組織及びその状況の理解.....	5
3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解.....	5
3.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定.....	5
3.4 環境マネジメントシステム.....	5
4. リーダーシップ.....	6
4.1 リーダーシップ.....	6
4.2 環境に関する基本方針.....	6
4.3 実施及び運用するための体制と責任.....	7
5 環境に関する各種取り組みの計画.....	7
5.1 リスク及び機会.....	7
5.1.1 環境マネジメントシステム運用における配慮.....	7
5.1.2 環境影響要因.....	7
5.1.3 順守義務.....	8
5.1.4 取り組みの計画策定.....	8
5.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定.....	8
5.2.1 環境目標.....	8
5.2.2 環境目標の設定及び環境目標達成のための具体的な計画.....	8
6 支援.....	9
6.1 資源.....	9
6.2 力量、教育訓練.....	9
6.3 組織で働く人の認識.....	9
6.4 環境に関する情報のやりとり.....	10
6.5 文書化した情報.....	10
6.5.1 文書化.....	10
6.5.2 文書化した情報の作成及び更新.....	10
6.5.3 文書化した情報の管理.....	11
7 運用.....	11
7.1 運用の計画及び管理.....	11
7.2 緊急事態への準備及び対応.....	11
8 パフォーマンス評価.....	12
8.1 監視、測定、評価.....	12
8.1.1 実施及び運用項目の監視と測定.....	12
8.1.2 順守評価.....	12
8.2 自己評価.....	12
8.2.1 自己評価の実施.....	12
8.2.2 自己評価プログラム.....	12
8.3 最高責任者による評価（マネジメントレビュー）.....	13
9 改善.....	13
9.1 改善の取り組み.....	13
9.2 不適合があった場合の是正処置.....	13
9.3 継続的改善.....	13

## － 序 文 －

経済の高度成長は、大量生産・大量消費・大量破壊という社会経済システムを作り出し、人類に便利で快適な暮らしを提供してきましたが、その反面、自然環境に多大な負荷を与え続け、地球温暖化やダイオキシン等の有害物質・大量の廃棄物発生へとつながり、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものとなってきています。

北海道に住む私達は、豊かで優れた自然環境に恵まれたこの大地から数多くの恩恵を受けてきましたが、この恵まれた環境を全ての人の財産として将来へ引き継いでいく責務を有しており、そのためには、今までのような20世紀型の社会経済システムから「環境の世紀」にふさわしい最適生産・最適消費・最少廃棄の社会である「持続可能な循環型社会」へと変えていかなければなりません。

このような社会の構築に向けては、個々の活動に留まらず、事業者、消費者、行政などが一体となって、問題解決のための具体的な行動を起こすことが重要となってきています。特に社会経済活動の中心となる企業活動においては、環境問題の深刻化に伴い、エネルギー対策・産業廃棄物等をはじめとする環境への取り組み姿勢が企業の存続にとって大きな課題となってきており、近年、その取り組みは「社会貢献の一つ」から「企業の業績を左右する重要な要素」あるいは「企業の重要な戦略の一つ」として事業活動の中に取り組みでいく動きが拡大しつつあり、事業者の環境経営の重要性に対する認識が、環境の保全とともに地域経済の活性化を可能とするものと考えられます。

組織における環境への取り組みについては、ISO14001に代表される国際的な共通の規格に基づき、公正な観点から企業や団体の環境への取り組みを客観的に評価し、認証するシステムが標準化されており、認証取得する組織も増えてきておりますが、グローバルスタンダードとしてのISO14001の規格は、規模的・経済的・時間的等さまざまな理由で認証取得に直ちに取り組み難い組織が多くあることもまた事実です。

このため、このような状況を打開し、環境問題へ積極的に取り組む組織の底辺拡大を進め、環境と経済の両立を図るとともに、環境活動の輪を広げ、次世代へ良好な環境を継承することができるよう、中小企業や各種団体等多くの組織が容易に取り組めるローカルスタンダードとして構築したのが「北海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES)」です。

HESは、内容や表現を平易なものとし、組織の実態に即した取り組みとなるよう「ステップ1」「ステップ2」の2つの規格が設けられていますが、この産業廃棄物処理業者用システム規格は、一般財団法人持続性推進機構が定める「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」との整合性を図り、優良産廃処理業者認定制度に定められている「環境配慮の取組に係る基準」の要件を満たすための規格です。

1. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の構築と運用の概要

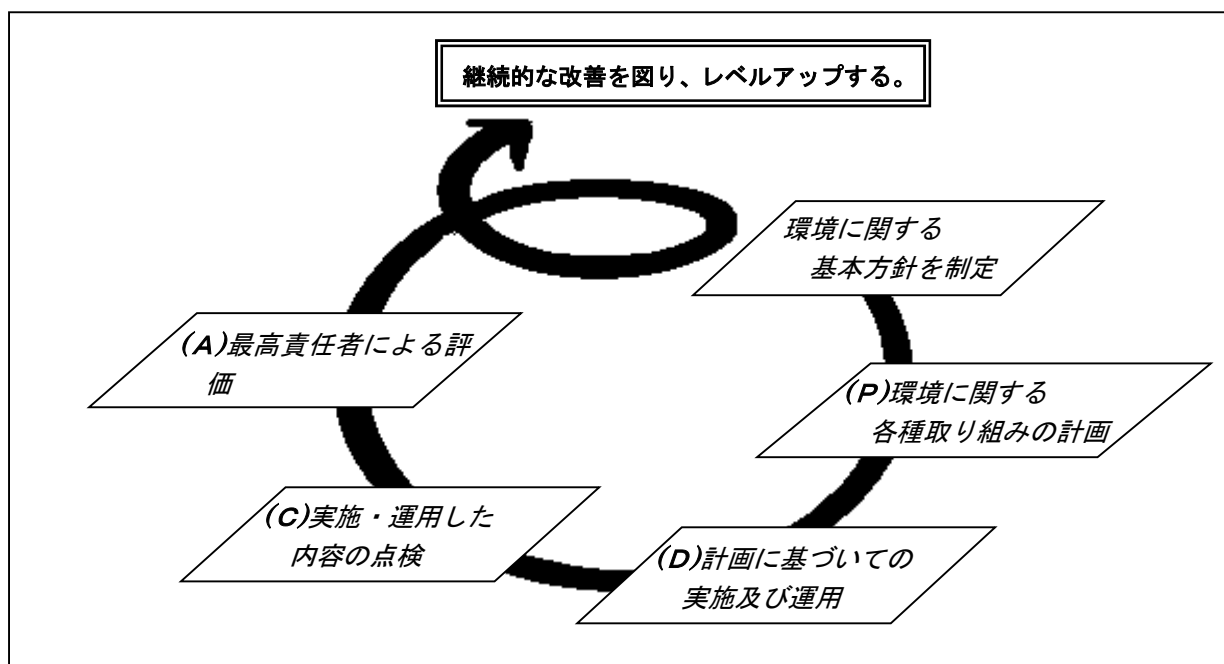


図1 HES：産業廃棄物処理業者用システム規格のシステムイメージ

この規格は、「図1 HES：産業廃棄物処理業者用システム規格のシステムイメージ」にあるように、構築・運用ともに、**P・D・C・A**というサイクルを回し続けることにより、継続的な改善を図り、全体をレベルアップしていくものであります。

まず、HESを認証取得する産業廃棄物処理業者（以下、「組織」という。）において、最高責任者が「環境に関する基本方針」を策定して、今後組織が取り組むべき方向性を示します。

策定された基本方針は、HESを運用していく上での“核”となりますので、組織の全員に周知して全員が一丸となって同じ方向性で取り組まなければなりません。

次に策定された基本方針に基づき、「**P**：環境に関する各種取り組みの計画」を立てることになります。

これは、自組織の環境に良いところ・悪いところを洗い出し、それに対して何をすべきなのかを確実にして、そのための計画を立てることにより、準備を進めることです。各種取り組みの計画には、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び水使用量の削減、化学物質使用量削減、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分などにおける環境配慮に関する項目を含めなければなりません。

「**D**：運用」は、計画を立て準備した環境への取り組みについて実際に実施することをいいます。

「**C**：パフォーマンス評価：監視、測定、評価」では、計画に基づき実施した内容について監視及び測定し、その結果が当初予定していた成果を満たさなかった場合には、「**C**：改善」により改善策を実施します。

これらの監視及び測定結果と、その評価した内容等を組織の最高責任者に報告し、それらの情報を基に実施するのが「**A**：パフォーマンス評価：最高責任者による評価（マネジメントレビュー）」です。

組織の最高責任者は、「**C**：監視、測定、評価」から得た情報を基に、「環境に関する基本方針」及び「**P**：環境に関する各種取り組みの計画」の変更の必要性を判断し、見直しの指示を出します。

これら一定のサイクル（**P・D・C・A**）を回し続けることにより、継続的な改善が図られ組織の環境マネジメントシステム自体がどんどんレベルアップしていくのです。

## 2. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格が適用する範囲

### (1)この規格の機能

- 産業廃棄物処理業者用システム規格：優良産廃処理業者認定制度で定められている「環境配慮の取組に係る基準」の要件を満たす、産業廃棄物処理業者の為の規格

規格内容は、一般財団法人持続性推進機構が定める「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」との整合性を図り、優良産廃処理業者認定制度に定められている「環境配慮の取組に係る基準」の要件を満たすための規格となっている。

### (2)適用される組織

この規格は、次の事項を実施しようとする産業廃棄物処理業者に適用できます。

- ①HES：産業廃棄物処理業者用システム規格を構築し、維持し、継続的に改善する
- ②環境に対する取り組みについての基本方針を制定し、組織の内外にその内容を周知・公表する
- ③エイチ・イー・エス推進機構の審査を受け、登録されることを求める
- ④優良産廃処理業者認定制度で定められている「環境配慮の取組に係る基準」の要件を満たす

### (3)組織の活動においてこの規格が該当する範囲

産業廃棄物処理業者自らが管理出来る直接的・間接的な範囲において、環境に関して「良いところ」「悪いところ」があると想定される、「業務」「物」「エネルギー」「提供サービス」等に適用します。

### 3. HES：産業廃棄物処理業者用システム規格要求事項

#### 3.1 組織及びその状況の理解

産業廃棄物処理業者（以下、「組織」という。以下の項について同じ。）は、経営上あるいは事業上の目的に関連し、かつ、環境マネジメントシステムの意図した成果（\*1）を達成する組織の能力に影響を与える課題を明確にする。

##### 【用語解説】

##### \* 1 意図した成果

意図した成果には、環境目標の達成、法規制の順守を満たすこと、運用実績の向上を含む。

#### 3.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は、次の事項を明確にする。

- ①環境マネジメントシステムに関する利害関係者（\*1）
- ②それらの利害関係者の関連するニーズ及び期待。
- ③それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの。

##### 【用語解説】

##### \* 1 利害関係者

ある決定事項若しくは活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している個人又は組織。

（例：顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、投資家、非政府組織、従業員）

#### 3.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は、HESの適用範囲を定めるときに次の事項を考慮して、適用範囲を定め、文書化する。

- ①3.1に規定する外部及び内部の課題。
- ②3.2に規定する順守義務。
- ③組織の単位、機能及びサービス。
- ④組織の活動、製品及びサービス。
- ⑤管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力。

適用範囲が定めれば、その適用範囲の中にある組織の全ての活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。

#### 3.4 環境マネジメントシステム

組織は、規格の要求事項（\*1）に従って、環境目標と環境パフォーマンス（\*2）の向上を含む意図した成果を達成するため、環境マネジメントシステムを構築して継続的に維持改善する。

##### 【用語解説】

##### \* 1 要求事項

HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の中で、「～する」と表現される事項。

##### \* 2 環境パフォーマンス

環境影響要因のマネジメントに関連するパフォーマンス。

（環境マネジメントシステムでは、結果は、組織の環境方針、環境目標、又はその他の基準に対して、指標を用いて測定可能である）

## 4. リーダーシップ

### 4.1 リーダーシップ

組織の最高責任者は、次に示す事項で、環境マネジメントシステムについて、リーダーシップを取らなければならない。

- ①環境マネジメントシステムの有効性についての説明責任。
- ②環境に関する基本方針<sup>(\*1)</sup>及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。
- ③組織の事業活動への環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- ④環境マネジメントシステムに必要な資源<sup>(\*2)</sup>が利用可能であることを確実にする。
- ⑤有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝える。
- ⑥環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成する事を確実にする。
- ⑦環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- ⑧継続的改善<sup>(\*3)</sup>を促進する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 環境に関する基本方針

経営者によって正式に表明された、環境パフォーマンスに関する、組織の意図及び報告付け。

##### \* 2 資源

資源には、人的資源及び専門的スキル、インフラストラクチャー、技術並びに資金を含む。

##### \* 3 継続的改善

組織が環境に対する取り組みを展開し、環境改善を達成するために繰り返し行う環境マネジメントシステムを向上させるプロセス。

### 4.2 環境に関する基本方針

組織の最高責任者は、次の事項を確実にした環境に関する基本方針を定めて文書化し、実行する。

- ①組織の目的や組織の規模・業種・事業内容・特色が明確であり、生産・消費・製品・サービスの性質、並びにそれらの活動等から生じた、環境影響要因に見合った内容である。
- ②環境改善に関する環境目標を設定し、定期的に見直しをすることを明確にする。
- ③汚染の予防<sup>(\*1)</sup>、及び組織の状況に関連するその他の固有な約束を含む。
- ④環境に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務を満たすことの約束を含む。
- ⑤環境パフォーマンスを向上させるための継続的改善の約束を含む。
- ⑥全従業員に周知される。
- ⑦外部の方が入手可能である。
- ⑧地域での環境保全活動に対する関わりを含む。

#### 【用語解説】

##### \* 1 汚染予防

有害な環境影響要因を低減するために、様々な種類の汚染物質又は廃棄物の発生、排出又は放出を回避、低減又は管理するためのプロセス、操作、技法、材料、製品、サービス又はエネルギーを使用すること。（汚染の予防には、発生源の低減若しくは排除、プロセスや製品若しくはサービスの変更、資源の効果的な使用、代替材料及び代替エネルギーの利用、再利用、回収、リサイクル、再生又は処理が含まれ得る）



### 4. 3 実施及び運用するための体制と責任

最高責任者は、効果的な環境マネジメントシステムを実行するための役割に対して、次の事項について責任及び権限を割り当てし、全員に周知する。

- ① HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の要求事項を満たす仕組みを作成し、実施し管理する。
- ② 継続的改善による環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムの成果を最高責任者に報告する。

## 5 環境に関する各種取り組みの計画

### 5. 1 リスク及び機会

#### 5. 1. 1 環境マネジメントシステム運用における配慮

組織は、環境マネジメントシステム運用において次の事項を明確にし、配慮する。また、必要な場合には、措置を決定し、実施する。

- ① 環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える リスク及び機会 (\*1)。
- ② 環境マネジメントシステムに関連した利害関係者のニーズ及び期待、並びにそれらに関する組織の順守義務。

#### 【用語解説】

##### \* 1 リスク及び機会

潜在的で有害な影響（脅威）をもたらし得るもの及び潜在的で有益な影響（機会）をもたらし得るもの。

#### 5. 1. 2 環境影響要因

組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因 (\*1) を特定し、著しい環境影響要因 (\*2) を決定する手順及びその結果を文書化する。

なお、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、水使用量、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）については必ず把握する。

環境影響要因を特定するとき、組織は計画したまたは新規の開発、並びに新規のまたは変更された活動、製品、サービス及び非通常の状況や予見できる緊急事態を考慮に入れる。

また、決定した著しい環境影響要因は、環境目標を設定する際に配慮する。

[参考]環境影響要因を取り上げるにあたっては、次の項目を考慮すると良い。

- ① 大気への放出
- ② 水への排出
- ③ 土地への排出
- ④ 原材料及び天然資源の利用
- ⑤ エネルギーの使用
- ⑥ 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動
- ⑦ 廃棄物及び副産物
- ⑧ その他の環境問題

#### 【用語解説】

##### \* 1 環境影響要因

環境に影響を与える「悪い要因」「良い要因」ともに含む。

##### \* 2 著しい環境影響要因

環境に著しい影響を与える、又はその可能性のある要因。

### 5. 1. 3 順守義務

組織は、事業を行うに当たって、関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項<sup>(※1)</sup>の順守義務<sup>(※2)</sup>を特定し、環境影響要因との関連性を明確にして文書化する。  
 なお、環境マネジメントシステムを継続的に改善するときに、これら順守義務を考慮に入れる。  
 組織は、特定した順守義務の最新のもの参照できるようにする。

#### 【用語解説】

##### \* 1 組織が同意するその他の要求事項

法的以外の行政との協定・利害関係者からの要求事項・上位組織からの要求事項等をいい、組織が順守すると決めたものをいう。

##### \* 2 順守義務

組織が順守しなければならない法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項。

### 5. 1. 4 取り組みの計画策定

組織は、次の事項を計画する。

- ①著しい環境影響要因、順守義務、特定したリスク及び機会への取り組み。
- ②その取り組みの環境マネジメントシステムプロセス又は他の事業プロセスへの統合及び実施。
- ③その取り組みの有効性の評価。

## 5. 2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

### 5. 2. 1 環境目標

組織は、著しい環境影響要因及び順守義務を考慮に入れ、かつ、リスク及び機会を考慮し、組織全体及び階層で環境目標を設定し、文書化する。なお、環境目標は、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、水使用量削減、化学物質使用量削減、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目を含むこととし、単年度の目標とそれと連動した3～5年程度を目途とした中期目標を設定すること。また、設定する際は、次の項目を満たしていること。

- ①環境に関する基本方針と整合している。
- ②可能な限り数値化する。
- ③全員に周知する。

毎年度及び環境に関する基本方針、環境影響要因、順守義務等の大きな変更時など必要に応じて見直し、更新する。

### 5. 2. 2 環境目標の設定及び環境目標達成のための具体的な計画

組織は、次の事項を含んだ具体的な計画を策定し、文書化する。

- ①具体的な実施事項と日程。
- ②環境目標達成に必要な資源。
- ③環境目標達成の実行責任者。
- ④環境目標達成期限。
- ⑤環境目標の達成進捗の指標を含む結果の評価方法。

環境目標を達成するための取り組みを、組織の事業プロセスとどのように統合するかを考慮すると共に、計画を実行する段階で、生産または活動、製品またはサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。

## 6 支援

### 6.1 資源

組織は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持及び継続的改善を行うために必要な資源 <sup>(\*)</sup>を明確にし、利用できるよう用意する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 資源

「4.1 リーダーシップ」を参照。

### 6.2 力量、教育訓練

組織は、次の事項について教育の必要性がある対象者を明確にし、対象者全員に、次の事項の力量を持たせることを確実にし、実施する。

- ① 著しい環境影響要因に関わる業務を行う要員にとって必要な力量。
- ② 順守義務を特定、あるいは順守義務を果たすことに関わる要員への力量。
- ③ 環境改善活動 <sup>(\*)</sup>を通して環境目標の達成に影響を与える業務。
- ④ 環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行うすべての要員に必要な要件を特定した上で、手順に則した作業を行える力量。

なお、実施した教育・訓練内容を記録する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 環境改善活動

環境に関する基本方針や環境目標を達成するために、環境パフォーマンスを向上（改善）させる活動のこと。

### 6.3 組織で働く人の認識

組織は、組織に関わる全員に次の事項を認識させる。

- ① 環境方針、環境目標及び具体的計画。
- ② 著しい環境影響要因及びそれに伴う環境に及ぼす影響。
- ③ 環境改善活動で得られる成果と自らの貢献。
- ④ 順守義務を果たさないこと及びHESの要求事項に適合しないことの意味。

## 6. 4 環境に関する情報のやりとり

組織は、順守義務を含む環境マネジメントシステムに関する次の環境情報について受け処理する手順を定めて対応する。また、環境情報のやりとりの結果は記録する。

- ①組織内部のすべての階層及び部門間で環境情報を行う仕組み。
- ②順守義務による要求に従って、関連する環境情報について組織外部との情報連絡を行う仕組み。  
また、環境への取り組み状況について『環境経営レポート』を毎年作成し、公表する。環境経営レポートを作成する際には、次の事項を含むようにする。

### ①組織の概要

○事業者名、所在地、事業の概要、事業規模、法人設立年月日、資本金、売上高、組織図

○産業廃棄物処理業に関する以下の項目

ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類）

イ. 施設等の状況

- ・収集運搬業者：運搬車両の種類及び台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量
- ・処分業：中間処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図

最終処分場の種類、埋立面積、埋立容量と残容量

ウ. 処理実績：受託した産業廃棄物の処理量（収集運搬量、中間処理量、最終処分量）

②対象範囲（認証・登録範囲）、環境経営レポートの対象期間及び発行日

③環境に関する基本方針

④環境目標

⑤環境目標計画

⑥環境目標計画に基づき実施した取り組み内容（実施体制を含む）

⑦環境目標及び環境目標計画の実績（二酸化炭素排出量の総量を含む。環境目標を原単位で策定している場合は、総量または計算根拠を記載する。）

⑧環境目標計画の取り組み結果とその評価、次年度の環境目標及び環境目標計画

⑨環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

⑩最高責任者による評価

## 6. 5 文書化した情報

### 6. 5. 1 文書化

組織は、HES：産業廃棄物処理業者用システム規格の規格要求事項を満たした文書化した情報<sup>(\*)</sup>を作成する。また、環境マネジメントシステムの運用及び環境目標を計画通り実施するため、組織が必要に応じて「規定」「手順書」類を文書化する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 文書化した情報

文書化した情報とは、マニュアル等の手順及び記録を含む情報化した文書。

### 6. 5. 2 文書化した情報の作成及び更新

文書化した情報の作成及び更新については、次の事項を確実に考慮し管理する。

①文書化した情報のタイトル・作成者・発行日。

②文書化する際の形式及び媒体。

③文書化した情報の適切性及び妥当性について適切な評価を行い、承認する。

### 6. 5. 3 文書化した情報の管理

文書化した情報は、次の事を考慮して管理する。

- ①文書化した情報は、組織内で必要な時に利用可能な状態で管理されているようにする。
  - ②文書化した情報は、十分に保護されていること。（機密保護・不適切な使用防止及び情報の喪失等）
- なお、HES：産業廃棄物処理業者用システム規格において必要な文書化した情報（記録）は次のとおりとし、他の文書化した情報と区別でき、紛失・損傷・及び保管期限を定めて保管する。

- ①環境に関する基本方針
- ②実施体制（組織図に役割などを記したのもでも可）
- ③環境影響要因調査に用いた記録（環境実態把握リストや環境への負荷の自己チェック表など）
- ④法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の記録（取りまとめ表）
- ⑤環境目標の記録
- ⑥環境目標を達成するための具体的な計画の記録
- ⑦力量の向上を目的とした教育と訓練の記録
- ⑧環境情報について組織外部との情報連絡の記録
- ⑨緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応の記録
- ⑩環境目標の監視及び測定結果の記録
- ⑪監視及び測定した結果の是正処置の記録
- ⑫環境に関する自己評価の記録
- ⑬最高責任者の評価の記録
- ⑭マニュアル等の変更記録（マニュアル内の改訂履歴）
- ⑮環境経営レポート

## 7 運用

### 7. 1 運用の計画及び管理

組織は、順守義務並びに規格要求事項を満たし、環境目標を達成するための環境改善活動の運用基準を定め、実施する。

必要に応じ、環境上の要求事項について、供給者に伝える。

製品及びサービスの輸送、使用、使用後の処理に伴う環境影響に関する情報提供の必要性について考慮する。

### 7. 2 緊急事態への準備及び対応

組織は、環境に関する潜在的な緊急事態<sup>(\*)</sup>を想定し、次の事項を踏まえて、対応策及び予防策を定め文書化する。

- ①緊急事態発生時に、有害な環境影響を防止または緩和するための対応処置を計画する。
- ②対応処置について可能な範囲で定期的にテストする。
- ③緊急事態発生やテスト<sup>(\*\*)</sup>後において、対応策の有効性を確認し、必要があれば対応処置を改訂する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 緊急事態

天災や事業活動による事故などによって、環境影響をもたらし得る状態、あるいは緊急措置を必要とする場合が発生することをいう。

##### \* 2 テスト

例えば、緊急事態を想定した対応訓練や防災システムのシミュレーションなどをいう。

## 8 パフォーマンス評価

### 8.1 監視、測定、評価

#### 8.1.1 実施及び運用項目の監視と測定

組織は、環境改善活動のパフォーマンス <sup>(\*)</sup> を監視及び測定するための指標と実施時期を定め、実施しなければならない。監視及び測定の実施結果は記録する。

監視及び測定に機器を使用する場合は、その精度が維持されていることを確実にする。

また、環境目標に未達成があった場合は、改善対策を実施しなければならない。

#### 【用語解説】

##### \* 1 環境改善活動のパフォーマンス

環境目標の達成状況、環境目標計画の実施状況、著しい環境影響要因に対する環境改善活動の実施状況などをいう。

#### 8.1.2 順守評価

組織は、法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務について、順守状況を定期的に評価する。必要な場合は処置をとり、それらの結果を記録する。

## 8.2 自己評価

### 8.2.1 自己評価の実施

従業員 <sup>(\*)</sup> が100名以上の組織は、以下の項目を確認するために、環境マネジメントシステムについて自己評価を行う。なお、100名未満の組織における自己評価は実施することが望ましい。

①規格の要求事項及び組織が定めた取り決めに合っているか。

②適切かつ有効に実施されているか。

#### 【用語解説】

##### \* 1 従業員

従業員には、代表者等の役職者、臨時職員、アルバイトなどすべての役職員を含む。

#### 8.2.2 自己評価プログラム

従業員が100名以上の組織は、次の項目を含む自己評価プログラムを確立し、自己評価を行い、その結果を記録する。

①自己評価の範囲と頻度。

②自己評価のやり方。

③客観性と公平性を確保するための自己評価員の選定と責任者。

④前回の自己評価結果の考慮。

⑤関連部門と最高責任者への自己評価結果の報告。

### 8. 3 最高責任者による評価（マネジメントレビュー）

最高責任者は、組織の環境マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効なシステムであるかを定期的に評価し、必要な指示を行うこと。評価の結果は記録する。

最高責任者は、評価するために次の情報を収集する。

- ① 前回の評価の結果とられた処置の状況。
- ② 環境に関連する課題、リスク及び機会の変化。
- ③ 順守義務を含む利害関係者のニーズ及び期待。
- ④ 環境目標の進捗・達成状況。
- ⑤ 不適合 <sup>(\*)</sup> 及び是正処置の状況。
- ⑥ 順守評価及び自己評価の結果。
- ⑦ その他、最高責任者が必要と判断した情報。

最高責任者は評価結果に基づき、「環境に関する基本方針」、「環境目標」、「実施及び運用するための体制」、その他「組織の環境マネジメントシステム」について見直しの必要がある場合は言及する。

#### 【用語解説】

##### \* 1 不適合

規格要求事項や法的及び組織が同意するその他の要求事項を満たしていないこと

## 9 改善

### 9. 1 改善の取り組み

組織は、環境マネジメントシステムを改善するための取り組みを実施しなければならない。

### 9. 2 不適合があった場合の是正処置

組織は、不適合があった場合、その事実や原因の調査を行い、再発を防止するための是正処置を行わなければならない。是正処置を行う手順を文書化し、実施した内容を記録する。また、是正処置は、その問題の大きさに見合った内容でなければならない。

### 9. 3 継続的改善

組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムを継続的に改善しなければならない。

北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）  
産業廃棄物処理業者用システム規格書（3版）

令和2年10月



エイチ・イー・エス推進機構

〔事務局：北海道商工会議所連合会〕

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター

TEL (011) -241-6733 FAX (011) -231-0726

<https://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>